

群馬県報

目次

告示

○平成十七年国勢調査における合併市町村の人口を当該市町村の群馬県議会選挙区に属する区域の人口にあん分して得た人口	(市町村課)	一
○知事等が電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法により行う手続等の根拠となる法令等の告示の一部改正	(情報政策課)	二
○家畜伝染病発生報告	(畜産課)	二
○土砂災害警戒区域等の指定	(砂防課)	二
公告		
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(NPO・ボランティア推進課)	三
○土地改良区役員の就退任の届出	(農業基盤整備課)	四
○公共測量の実施	(用地課)	四
○同		四
○開発工事の完了	(建築住宅課)	五
○同		五
○落札者等の決定	(病院局総務課)	六
○同		六
○同		七

告示

●群馬県告示第687号

市町村の合併の特例に関する法律施行令（昭和40年政令第52号）第13条第1項の規定により、平成18年9月28日付け官報で公示された平成17年国勢調査における合併市町村の人口を当該市町村の群馬県議会議員選挙区に属する区域の人口にあん分して得た人口を、次のとおり告示する。

平成18年11月28日

群馬県知事 小寺弘之

合併市町村名	選挙区名（旧市町村名）	あん分して得た人口
前橋市	勢多郡選挙区（大胡町、宮城村、粕川村）	36,764
	前橋市選挙区（前橋市）	281,820
伊勢崎市	佐波郡選挙区（赤堀町、東村、境町）	72,001
	伊勢崎市選挙区（伊勢崎市）	130,446
沼田市	利根郡選挙区（白沢村、利根村）	8,505
	沼田市選挙区（沼田市）	44,672
太田市	新田郡選挙区（尾島町、新田町、藪塚本町）	62,973
	太田市選挙区（太田市）	150,326
桐生市	勢多郡選挙区（新里村、黒保根村）	18,910
	桐生市選挙区（桐生市）	109,127

●群馬県告示第688号

知事等が電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法により行う手続等の根拠となる法令等の告示（平成17年群馬県告示第556号）の一部を次のように改正し、平成18年12月1日から施行する。

平成18年11月28日

群馬県知事 小寺弘之

表中29の項を31の項とし、28の項を30の項とし、27の項を29の項とし、26の項を削り、25の項を28の項とし、22の項から24の項までを3項ずつ繰り下げ、25の項の前に次のように加える。

24 獣医師法（昭和24年法律第186号）	第22条
-----------------------	------

表中6の項を8の項とし、7の項から21の項までを2項ずつ繰り下げ、5の項の次に次のように加える。

6 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）	第6条第3項
7 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）	第6条第3項

●群馬県告示第689号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

平成18年11月28日

群馬県知事 小寺弘之

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所	処置
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	平成18年11月6日	吾妻郡嬬恋村	法令殺

●群馬県告示第690号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の表に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成18年11月28日

群馬県知事 小寺弘之

土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域				
区域の名称	所在地	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	所在地	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
荷付場	吾妻郡六合村大字入山	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	荷付場	吾妻郡六合村大字入山	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
京塚	〃	〃	〃	京塚	〃	〃	〃	〃
花敷	〃	〃	〃	花敷	〃	〃	〃	〃
尻焼（A）	〃	〃	〃	尻焼（A）	〃	〃	〃	〃
尻焼（B）	〃	〃	〃	尻焼（B）	〃	〃	〃	〃
根広	〃	〃	〃	根広	〃	〃	〃	〃
和光原	〃	〃	〃	和光原	〃	〃	〃	〃
矢倉2	〃	〃	〃	矢倉2	〃	〃	〃	〃
和光原2	〃	〃	〃	和光原2	〃	〃	〃	〃
京塚1	〃	〃	〃	京塚1	〃	〃	〃	〃

品木 2	〃	〃	〃	品木 2	〃	〃	〃	〃
大沢 1	〃	〃	〃	大沢 1	〃	〃	〃	〃
矢倉 1	〃	〃	〃	矢倉 1	〃	〃	〃	〃
暮坂 1	〃	〃	〃	暮坂 1	〃	〃	〃	〃
和光原 1	〃	〃	〃	和光原 1	〃	〃	〃	〃
小倉 1	〃	〃	〃	小倉 1	〃	〃	〃	〃
根広 1	〃	〃	〃	根広 1	〃	〃	〃	〃
引沼 1	〃	〃	〃	引沼 1	〃	〃	〃	〃
引沼 2	〃	〃	〃	引沼 2	〃	〃	〃	〃
品木 1	〃	〃	〃	品木 1	〃	〃	〃	〃
熊倉沢	〃	〃	土石流	熊倉沢	〃	〃	土石流	〃
村木沢	〃	〃	〃	村木沢	〃	〃	〃	〃
根広沢	〃	〃	〃	根広沢	〃	〃	〃	〃
矢倉沢－1	〃	〃	〃	矢倉沢－1	〃	〃	〃	〃
矢倉沢－2	〃	〃	〃	矢倉沢－2	〃	〃	〃	〃
和光原沢－1	〃	〃	〃	—	—	—	—	—
和光原沢－2	〃	〃	〃	和光原沢－2	吾妻郡六合村大字入山	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
引沼沢	〃	〃	〃	引沼沢	〃	〃	〃	〃
沼沢 2－1	〃	〃	〃	沼沢 2－1	〃	〃	〃	〃
沼沢 2－2	〃	〃	〃	沼沢 2－2	〃	〃	〃	〃
暮坂沢 3	〃	〃	〃	暮坂沢 3	〃	〃	〃	〃
暮坂沢 1	〃	〃	〃	暮坂沢 1	〃	〃	〃	〃
暮坂沢 4	〃	〃	〃	暮坂沢 4	〃	〃	〃	〃
駒沢川 1－1	〃	〃	〃	駒沢川 1－1	〃	〃	〃	〃
駒沢川 1－2	〃	〃	〃	駒沢川 1－2	〃	〃	〃	〃
駒沢川 1－3	〃	〃	〃	駒沢川 1－3	〃	〃	〃	〃
暮坂沢 2	〃	〃	〃	暮坂沢 2	〃	〃	〃	〃
暮坂沢 5	〃	〃	〃	暮坂沢 5	〃	〃	〃	〃
沼沢 1	〃	〃	〃	沼沢 1	〃	〃	〃	〃
身寄沢－1	〃	〃	〃	身寄沢－1	〃	〃	〃	〃
身寄沢－2	〃	〃	〃	身寄沢－2	〃	〃	〃	〃
駒沢川 2－1	〃	〃	〃	駒沢川 2－1	〃	〃	〃	〃
駒沢川 2－2	〃	〃	〃	駒沢川 2－2	〃	〃	〃	〃
駒沢川 3	〃	〃	〃	駒沢川 3	〃	〃	〃	〃
駒沢川 4	〃	〃	〃	駒沢川 4	〃	〃	〃	〃
鍛冶屋敷沢－1	〃	〃	〃	鍛冶屋敷沢－1	〃	〃	〃	〃
鍛冶屋敷沢－2	〃	〃	〃	鍛冶屋敷沢－2	〃	〃	〃	〃

「別図」及び「別紙」は、省略し、群馬県県土整備局砂防課及び群馬県中之条土木事務所並びに六合村役場に備え置いて縦覧に供する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第１０条第１項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第２項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から２月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県ＮＰＯ・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成１８年１１月２８日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 申請のあった年月日 平成１８年１１月６日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ふれあいサービス館林
- 3 代表者の氏名 長谷川和江
- 4 主たる事務所の所在地 館林市赤生田町２２２４番地の１

5 定款に記載された目的 この法人は、在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし、まごころのこもった助け合い及び居宅サービス・居宅介護支援事業を行い、全ての人が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。
なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成18年11月28日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 申請のあった年月日 平成18年11月9日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 a l i の会
- 3 代表者の氏名 草間清孝
- 4 主たる事務所の所在地 伊勢崎市宮子町3315番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、会員相互の社会経験、専門業務経験等に培われた能力を基に、少子高齢化、核家族化、団塊世代の退職に伴う社会参加及び編入などによる地域社会の変貌に起因する事象に、市民自らが自律的に問題解決に向かって協力し合う関係を築くことにより、地域の新たな生活向上のニーズにこたえるため、企業、行政と連携して地域の中老年の生活者を支援、情報を提供する事業を行うことにより、地域の活性化、福祉の向上、住環境の向上、情報化の推進、雇用の創出等を図ることを以って、地域の人々が良好な環境のもとで元気に安心して暮らせ、自立した互いの未来の共有ができる活力のあるまちづくりに寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があった。
平成18年11月28日

群馬県知事 小寺弘之

土地改良区名	理事監事の別	区分	役員氏名	住所
阿左美沼	監事	新任	関口 渉	みどり市東町花輪89
	同	退任	伊藤 美千代	太田市大原町929

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所長から次のとおり公共測量の実施について通知があった。
平成18年11月28日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 作業種類 公共測量（渋川西バイパス他空中写真測量）
- 2 作業期間 平成18年11月21日から平成19年3月20日まで
- 3 作業地域 渋川市中村地内から同市吹屋地内まで及び多野郡上野村檜原地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、群馬県知事から次のとおり公共測量の実施について通知があった。

平成18年11月28日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査一級水準測量）
- 2 作業期間 平成18年11月13日から平成19年3月13日まで
- 3 作業地域 館林市、佐波郡玉村町並びに邑楽郡板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町の全域並びに前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、藤岡市及び多野郡吉井町の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、中之条町長から次のとおり公共測量の実施について通知があった。

平成18年11月28日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 作業種類 公共測量（1／2500平面図作成）
- 2 作業期間 平成18年11月1日から平成19年12月28日まで
- 3 作業地域 吾妻郡中之条町大字中之条町、大字西中之条及び大字伊勢町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨、公告する。

平成18年11月28日

群馬県知事 小寺弘之

番号	開発区域に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡千代田町大字萱野字下1126-6	邑楽郡明和町新里3番地1 サンセールC102 石島弘樹、石島美紀
2	邑楽郡邑楽町大字鶉新田字内ノ原169、乙167	邑楽郡邑楽町大字中野4584番地7 江田商事有限会社 代表取締役 江田武士
3	吾妻郡中之条町大字伊勢町字古垣内1558-7、1558-12、1558-16、1558-29、1558-30、1558-31、1558-32、1558-33、1558-34、1558-35、1558-36、1558-37、1558-38、1558-39、1558-40、1558-41、1558-42	吾妻郡中之条町大字中之条町895番地 齊藤袈裟慈
4	安中市郷原字上平1329-5、1334-1、1335-1、1341-2、1347-1、1347-2、1347-3、1347-4、1318-1、1328-1、1329-1	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 鈴与トラックステーション株式会社 代表取締役 佐藤博文
5	藤岡市鮎川字梨子ノ木125-3	高崎市浜尻町983-1 ウェスタンハイツ101号 武村潤、武村智子
6	藤岡市白石字大御堂2176-2	埼玉県上尾市東町一丁目9番2号晴雲ハイツ302 折茂善司
7	藤岡市藤岡字西ノ原2155、2172-1	藤岡市藤岡2129番地7 関東住建株式会社 代表取締役 小野寺善夫

8	多野郡吉井町大字神保字植松 7 1 2、7 1 3、7 1 4、7 1 5－1、7 1 6－3、7 1 7－1、7 1 8－1、7 1 8－2、7 1 9－2、7 1 9－4、7 2 0－2、7 2 0－5、7 2 1－1、7 2 1－2、7 2 2－1、7 2 2－3、7 2 8－5、7 1 3 先道路、7 1 3 先水路	東京都武蔵野市吉祥寺南町 4－2 2－4 株式会社フォーティーン 代表取締役 竹林隆光
9	佐波郡玉村町大字樋越 8 9 9－1、9 0 1－2	佐波郡玉村町大字上福島 4 8 1 番地 2 メルベージュ B－1 0 1 白石秀昭
1 0	勢多郡富士見村大字時沢字東高田 7 9 1、7 9 2、7 9 3、7 9 7、8 0 0－1、8 0 0－2、7 9 5－2 先水路	館林市下早川田町 7 0 0 番地 株式会社とりせん 代表取締役 前原章宏
1 1	勢多郡富士見村大字時沢字宮東 7 7 5－4、字東高田 7 7 5－1、7 7 6－1、7 7 7－1、8 0 1、8 0 2－1、8 0 4－3	館林市下早川田町 7 0 0 番地 株式会社とりせん 代表取締役 前原章宏
1 2	渋川市祖母島字中野 2 3 6 4－1、2 3 6 4－2、2 3 6 4－3、2 3 6 4－1 地先道路	北群馬郡吉岡町大字北下 1 2 2 1－5 星野興業株式会社 代表取締役 星野武男
1 3	北群馬郡吉岡町大字大久保字大畑 7 6 5－1、7 6 6－1、7 6 7－1、7 6 8、7 6 9－1、7 6 9－2、7 7 0－2、7 7 0－3、7 6 5－1 先水路	東京都台東区上野七丁目 1 4 番 4 号 ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 越智壮

落札

次のとおり落札者を決定した。
平成 1 8 年 1 1 月 2 8 日

群馬県立がんセンター院長 澤 田 俊 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 密封小線源治療システム 一式（メーカー保証期間を除く 5 年間の保守を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立がんセンター事務局医事・経営グループ 群馬県太田市高林西町 6 1 7－1
- 3 落札者を決定した日 平成 1 8 年 1 0 月 2 日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町 3－2 7
- 5 落札金額 1 8 4，5 9 0，0 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成 1 8 年 8 月 2 2 日

次のとおり落札者を決定した。
平成 1 8 年 1 1 月 2 8 日

群馬県立がんセンター院長 澤 田 俊 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 手術部・I C U 生体情報管理システム 一式（メーカー保証期間を除く 5 年間の保守を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立がんセンター事務局医事・経営グループ 群馬県太田市高林西町 6 1 7－1
- 3 落札者を決定した日 平成 1 8 年 1 0 月 2 4 日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社栗原医療器械店 群馬県太田市清原町 4－6
- 5 落札金額 2 2 9，2 1 5，0 0 0 円

- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成18年9月12日

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成18年11月28日

群馬県立がんセンター院長 澤田俊夫

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 3テスラ超伝導磁気共鳴診断装置 一式（メーカー保証期間を除く5年間の保守を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立がんセンター事務局医事・経営グループ 群馬県太田市高林西町617-1
- 3 契約の相手方を決定した日 平成18年10月2日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3-27
- 5 契約金額 496,650,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号該当

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成18年11月28日

群馬県立がんセンター院長 澤田俊夫

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 手術支援システム 一式（メーカー保証期間を除く5年間の保守を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立がんセンター事務局医事・経営グループ 群馬県太田市高林西町617-1
- 3 契約の相手方を決定した日 平成18年10月25日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社栗原医療器械店 群馬県太田市清原町4-6
- 5 契約金額 116,340,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号該当

毎週火・金曜日発行

定価

（一月本号一部）

三、九九〇円

一五二円

（消費税、地方消費税を含む。）

発行 群馬県

印刷所

TEL 前橋市元朝日印刷工業株式会社
〇二七―二五―一六七番地